

肥前鹿島駅新駅舎運営等事業 実施設計協力に関する覚書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、肥前鹿島駅新駅舎運営等事業に係る実施設計に関する事項について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が公募した「肥前鹿島駅新駅舎商業ゾーンに入居するパートナー企業の公募」において、乙が最優秀事業者となったことを受け、肥前鹿島駅新駅舎オープンに向けて、の実実施設計に関する基本的事項を定めるものとする。

（実施設計協議）

第2条 乙は、甲が実施する本事業の実実施設計に協力し、設計に関して、意見やアイデア提案を行う。

（秘密保持）

第3条 乙は、本事業により知り得た相手方の秘密情報及び関係権利者の個人情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩し、若しくは、本協定の目的以外に使用してはならない。本協定の有効期間経過後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（特定個人情報、メールアドレスその他の佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）で定めるものをいう。以下同じ。))の保護の重要性を認識し、この本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、本事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本協定の有効期間経過後も、同様とする。

（協議等の費用）

第5条 本覚書の締結及び協議に関する費用は乙の負担とする。

甲及び乙は、上記のとおり合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙